

平成24年8月8日

厚生労働省健康局生活衛生課 御中  
 生活衛生関係営業等衛生問題検討会  
 構成員 各位

## ご 提 案 書

消費者の安全衛生のためのまつ毛エクステンション技術者教育のあり方について

まつ毛エクステンション協会連合会  
 代表世話人 安藤 幸男

今般、貴省主催の「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を拝聴する機会を与えていただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」における議論および構成員の皆様のご意見を真摯に受け止め、消費者の安全性確保に向けた、まつ毛エクステンション技術者に対する新たな教育カリキュラムの導入を、業界団体として提案させていただきます。

これまでの「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」における構成員の皆様のご意見、並びに6月22日開催の「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において示された「まつ毛エクステンションに係る論点」から、現在のまつ毛エクステンション教育における重要な問題点は概ね以下の4点であったと認識しております。

- 1) まつ毛エクステンション業界での教育は100時間程度と、美容師養成課程における2,000時間に比べて、少なく、医学的知識、衛生管理や疾患に関する知識の習得に十分な時間を確保していない。
- 2) 特に目の周りでの施術という観点から、目に関する知識教育は重要であるにも拘らず、まつ毛エクステンション業界における目に関する教育は、十分な時間が確保されていない。
- 3) 医学的知識、衛生管理や疾患に関する知識、目に関する知識について、医師等の専門家の監修がなされたものではない。
- 4) まつ毛エクステンション業界における技術教育は、団体、協会毎に異なり、統一されていない。

以上4点を踏まえ、消費者に対するまつ毛エクステンション施術の安全性を確保するための必要かつ十分な技術者養成カリキュラムの骨子を述べさせていただきます。

## 1. 美容師養成カリキュラムに準ずる教育の導入

現在、美容師養成カリキュラムにおける課目は、知識面での「関係法規・制度」、「衛生管理」、「美容保健」、「美容の物理・化学」、「美容文化論」、「美容技術理論」、「美容運営管理」、および技術面の「美容技術実習」で構成されていますが、これらのすべてをまつ毛エクステンション技術者養成のために課すのは過大であると考えます。

従いまして、現在の美容師養成カリキュラムにおける課目をベースに下記の変更を加えることがまつ毛エクステンション技術者養成のために適切と考えます。

- 1) 「関係法規・制度」、「衛生管理」、「美容保健」に関しては美容師養成カリキュラムと同じ教育を実施する。
- 2) 「美容の物理・化学」、「美容文化論」、「美容運営管理」に関しては、その内、まつ毛エクステンションに必要な教育内容のみを残すものとする。その上で、特に「美容の物理・化学」においては、グルーやリムーバーをはじめとするまつ毛エクステンションで使用する材料や用具に関する知識教育を追加するものとする。また、「美容運営管理」に関しては、サロン経営者に必要な教育であり、サロンスタッフには必要であるかも知れない。
- 3) 知識面での「美容技術理論」および技術習得のための「美容技術実習」については、まつ毛エクステンションを実施するための技術知識および技術実習に置き換えるものとする。

## 2. 目や目の周囲に関する教育の導入

目や目の周りに関する知識教育は、現在の美容師養成課程において設定されていないため、まつ毛エクステンションに必須の課目として新たに導入する必要があると考えます。教育内容については、眼科専門医の監修を受けたものとします。

以上のような考え方に基づけば、表 1 に示す教育カリキュラム構成が想定されます。この教育カリキュラムであれば、総教育時間は 420 時間となります。そのうち特に、新たに導入する目や目の周りに関する知識の教育時間は 10 時間となり、その教育に使用するテキストは眼科医の監修を受けたものとします。

この教育カリキュラム案は、業界 9 団体が加盟するまつ毛エクステンション協会連合会（表 2）で意見集約したものであります。

## 3. まつ毛エクステンション教育の標準化と普及

「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」の席上、まつ毛エクステンション業界では教育内容の標準化がなされていないことが指摘されていることもあります。今回まつ毛エクステンションの教育カリキュラム骨子を業界として、ご提案申し上げました。

これを叩き台として、貴省並びに「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」のご意向を

加味した教育カリキュラムをご指導願えれば、まつ毛エクステンション協会連合会としてもその考えに従い、業界全体への普及に尽力して参る所存であります。

繰返しとなります、いわゆる美容の技術とまつ毛エクステンションの技術とは全く異質のものでありますので、美容師であれば安全にまつ毛エクステンションを実施できるものではありません。

また、美容師資格者を前提とした 2 段階の安全規制の意見もありますが、まつ毛エクステンション技術者を目指す人に現行の美容師資格取得を義務付けることは、過大な要求となり、その就業機会を奪うことにもなりかねません。

消費者の安全性確保のため、また、技術者の就業機会の確保のためにも、まつ毛エクステンションは、その特性にマッチした相応しい規制のもとに置かれることが望ましいと、考えられますので、何卒ご高配賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

以上

表 1. まつ毛エクステンション技術者養成カリキュラム案と美容師養成カリキュラムとの対比

■まつ毛エクステンション技術者養成カリキュラム案

課目	時間	内容
関係法規・制度	30	美容師養成カリキュラムに同じ
衛生管理	90	美容師養成カリキュラムに同じ
美容保健	120	美容師養成カリキュラムに同じ
【まつ毛エクステンション技術者向け】美容の物理・化学	10	物理、物理化学、化学の基礎知識およびまつ毛エクステンション技術に必要な物理・化学の知識習得
【まつ毛エクステンション技術者向け】美容文化論	30	まつ毛エクステンションを実施する上において必要な美容の心理、顔、デザインの知識習得
まつ毛エクステンション技術理論	10	ツイーザー、グローブ、リムーバー、エクステの取扱いおよび用具の消毒、衛生管理に関する知識
【まつ毛エクステンション向け】サロン運営管理	20	まつ毛エクステンションを提供する上において必要な経営知識の習得
眼および関連知識	10	眼および周辺器官、関係する疾患に関する知識
まつ毛エクステンション技術実習	100	まつ毛エクステンションの基礎技術から応用技術に関する実習

合計教育時間

420

■美容師養成カリキュラム

課目	時間	内容
関係法規・制度	30	衛生行政（国、地方行政など）、美容師法（美容師法の目的、歴史、用語解説、立入検査、行政処分など）および美容業の関係法規（理容師法、結核予防法、労働基準法など）の知識習得
衛生管理	90	公衆衛生、環境衛生、感染症、衛生管理技術（消毒法総論、各論、実習）および美容所・理容所での消毒に関する知識習得
美容保健	120	人体の構造および機能（細胞から器官・組織まで生体の仕組み全般）、皮膚科学（皮膚、付属器官、関係器官、疾患までの全般）に関する知識習得
美容の物理・化学	90	物理、物理化学、化学の基礎知識、香粧品原料、基礎香粧品（オーグリード）、メイクアップ用、頭皮・毛髪用（ペイント液、染毛剤など）、安定性・安全性に関する知識習得
美容文化論	90	美容文化概論（髪型、化粧）、日本の美容業の歴史、ファッション文化史（日本、ヨーロッパ）、礼装、美容・理容の心理、顔、デザイン、色彩に関する知識習得
美容技術理論	120	美容用具、シャンプーイング、ペイントリーディング、ヘアセッティング、カラーリング、エヌチャック、材料技術、メイクアップ、日本髪、着付け理論と技術に関する知識取得
美容運営管理	60	マネジメント基礎理論、接客、美容業の経営管理（内容的には経理、税務）、労務管理、健康管理（健康障害、職場での衛生管理）に関する知識習得

  

美容技術実習	800	シャンプー、カット、ワインディング、バーマ、カラーリング、オーバーヘア、ローラーカーリング、ヘアアレンジなど基本技術の習得
選択必修課目	600	
合計教育時間	2,000	

表 2. まつ毛エクステンション協会連合会 加盟団体

社団法人 日本アリスト協会（東京）

代表理事／三浦磨希

一般社団法人 日本まつげエクステンション協会（東京）

理事長／大久保 滋

日本まつ毛エクステンション事業者連絡協議会（東京）

代表理事／安藤幸男

日本アイラッシュデザイナーズ協会（名古屋）

代表／服部由奈

特別非営利活動法人 国際まつ毛エクステンション協会（東京）

理事長／デマレたまき真理

一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会（大阪）

代表理事／柿崎 晓

日本アイラッシュリスト協会（千葉）

理事長／納言 実友

日本まつ毛美容協会（福岡）

理事長／植木 幹世

IFL まつげエクステンション協会（埼玉）

理事長／南 まゆ子